

東京都消費生活基本計画の改定に関する答申概要

～消費者が主役の「良質な市場」の実現と消費生活の安全・安心の確保～

答申にあたって

都は、都民の消費生活の安定と向上を図るため、全庁横断的に消費生活に関する施策を推進してきたが、消費生活には依然として深刻な問題がある。

折りしも国は消費者庁設置構想を打ち出している。本答申にあたり、国の動向をもの確に捉え、都として機動的に実効性ある取組を講じることを期待して、答申に併せて提言を行う。

第1章 計画の基本的考え方

基本理念

深刻な消費者被害や、商品・サービスの安全に関する事故や偽装表示などが多発している。このため、都は、消費者の権利を明確にし、消費者など関係者の努力と共に、悪質な事業者の排除、商品・サービスの安全性及び適正な表示の確保など、さまざまな課題を解決していく。

計画の性格

消費生活に関連する都の施策を「消費者の視点」から推進するための基本指針。都が目指す方向を示し、消費者、事業者、区市町村などの参加と協力を求めていく。

計画期間

平成20年度から24年度までの5年間。必要がある場合には見直す。

計画の実効性確保

都は消費生活対策審議会に毎年度当初に各施策について報告し、審議会が意見を述べる。都はこれを尊重し、施策に反映していく。

第2章 消費生活の現状に対する基本認識

横行する悪質商法と深刻な消費者被害

高齢者・若者などを狙った消費者被害や、架空請求、インターネットなどITに関する消費者被害が多発。また、多重債務問題も被害は深刻。

商品やサービスに関するさまざまな不安

食品をはじめ身近な商品やサービスの安全性に対する不安、広告や表示に対する不信がある。また、生活必需品の供給や、消費生活に密接に関連する地球環境の危機に対する懸念もある。

第3章 消費生活に関する施策の展開

政策課題と施策の方向性

消費生活に関わるさまざまな局面において行政が達成すべき課題を「政策課題」と設定し、それぞれの政策課題ごとに施策の方向性を定める。

政策課題1 消費者被害を防止し、救済を図る

消費生活の安定のため、悪質商法による消費者被害を防止し、被害者を救済する。

- (1 - 1) 消費者被害の防止
- (1 - 2) 消費者被害の救済

政策課題2 悪質事業者を市場から排除する

悪質な事業者に対する取締りを徹底・強化する。また、問題のある事業者や業界団体に対する指導を徹底していく。

- (2 - 1) 取締の強化
- (2 - 2) 適正な指導等

政策課題3 商品やサービスの安全・安心を確保する

誰もがいつでも安心して商品やサービスを購入・使用できるよう安全性を確保する。

- (3 - 1) 安全な商品とサービスの確保
- (3 - 2) インターネット等電子商取引における安心の確保
- (3 - 3) 多様な商品選択の実現
- (3 - 4) 高齢者、障害者など誰もが安心できる消費の実現
- (3 - 5) 地域における生活必需品の確保
- (3 - 6) 資源エネルギー等の価格変動への対応
- (3 - 7) 震災時等における生活物資等の確保

政策課題4 「自ら考え行動する」消費者になるよう支援する

一人ひとりの消費者が契約などの経済行為に関する基礎的な知識を身につけ、正しい情報に基づいて豊かな消費生活が送れるよう支援していく。

- (4 - 1) 役立つ情報の提供
- (4 - 2) 消費者教育・啓発
- (4 - 3) 消費者の組織的な活動への支援
- (4 - 4) 環境問題に配慮する消費者を応援
- (4 - 5) 食に関する持続可能な消費生活の実現

政策課題5 消費者の意見や考えを、行政や事業者の活動に活かす

消費者の意見や考えが、都、国や区市町村の消費生活施策に活かされるよう、消費者が行政のさまざまな場面に参加、参画していく。

- (5 - 1) 消費者の都政への参加・参画
- (5 - 2) 消費者との協働の推進
- (5 - 3) 都と区市町村との連携